

建設工事条件付一般競争入札公告共通事項

1 入札手続等

- (1) 入札担当課
〒981-3592 宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎 5 番地の 8
大郷町役場 財政課 TEL：022-359-5501 FAX：022-359-3287
- (2) 入札参加資格確認申請書類の交付
入札参加申請書類の交付の期間及び場所は、入札公告の 3 の表に示すとおりとする。
- (3) 設計図書等の閲覧
当該工事に係る仕様書、図面（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供する。
 - ① 閲覧期間及び場所は、入札公告の 3 の表に示すとおりとする。
 - ② 設計図書等に対する質問について
設計図書等について質問がある場合は、閲覧場所に備え付けてある質問回答書（ホームページからダウンロード可）に記入し、（1）に提出すること。なお、質問に対する回答は入札公告の 3 の表に示すとおりとする。
- (4) 入札の日時及び場所等
 - ① 入札の日時及び場所は、入札公告の 3 の表に示すとおりとする。
 - ② 入札参加者は、「入札参加資格確認通知書（原本）」を当日持参し提示すること。

2 入札参加資格の確認等

- (1) 申請書類
入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
※ 下記の様式のうち、①、④⑤については、1 の入札担当課で交付するほか、大郷町ホームページ（<http://www.town.miyagi-osato.lg.jp/>）からダウンロードできる。
 - ① 一般競争入札参加資格確認申請書
 - ② 建設業許可の写し
 - ③ 支店・営業所の場合は、建設業法第 11 条第 1 項の規定に基づく届出による別表様式『建設業許可申請書別表』の写し
 - ④ 施工実績調書（※入札公告の 2 で施工実績を求めた場合）
 - ⑤ 配置予定の技術者に関する調書
 - ⑥ 共同企業体による工事の場合は、建設工事共同企業体協定書の写し
 - ⑦ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - ⑧ 申請者の住所、氏名を記載した返信用封筒（110 円切手貼付）1 枚
- (2) 入札参加資格確認申請書類の受付日時及び提出場所
受付日時及び場所は、入札公告の 3 の表に示すとおりとする。
- (3) 入札参加資格の審査等
 - ① 入札参加資格の有無については、「入札参加資格確認通知書」により通知する。

② 入札参加資格を有すると認められなかった者については、その理由を付して通知する。

3 入札方法等

- (1) 郵送、電報及びファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 再度の入札回数は2回を限度とする。
- (4) 適正な入札の執行を期するため必要があるときは、入札日に入札会場で入札参加資格の確認を受けた者の中から抽選により入札に参加できる者を選定することがある。
- (5) 抽選により入札に参加できる者の数は、入札執行者が抽選の際に示す。

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付

ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金の10分の1以上とする。

5 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。この場合、工事費内訳書の合計金額と第1回目の入札金額とが相違しないよう十分留意し提出すること。（工事費内訳書は、返却しない。）
- (2) 工事費内訳書の項目は本工事費等の大内訳まで記載するものとする。
- (3) 工事費内訳書の様式は自由であるが、商号又は名称を明記し提出するものとする。
ただし用紙規格はA4とし、表紙は不要とする。

6 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに大郷町建設工事競争入札参加心得（以下「入札参加心得」という。）において示した条件に違反した者のした入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認後、入札時点において2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者のした入札は無効とする。

7 落札者の決定

- (1) 大郷町建設工事執行規則（昭和47年規則第5号）第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格で有効な入札をした者を落札者とする。
ただし、本入札には低入札調査基準価格を設定するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある

- と認められるとき、又はその者と契約することが公正取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約により契約を締結することがある。

8 契約の締結

- (1) 請負契約予定金額が5千万円以上の場合は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）の規定により、議会の議決を経てから契約の効力が生ずることとなるので、それまでは仮契約の締結を行うものとする。
- この場合、工期の始期は大郷町議会で議決された日の翌日からとする。
- (2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が入札公告の2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、当該請負契約を締結しないことがある。

9 その他

- (1) 入札参加者は、「入札参加心得」を熟読し、遵守すること。
- (2) 関係図書等の閲覧
- 「建設工事執行規則」及び「入札参加心得」については、1の(1)において閲覧できる。
- (3) 工事内容に関する電話での質問は、一切受け付けない。
- (4) この入札による参加申請者で、有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行する。